

〈普通傷害保険・家族傷害保険〉

重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）

本説明書は、ご契約の保険商品に関する重要事項（「契約概要」・「注意喚起情報」等）について説明しています。

契約概要	保険商品の内容をご理解いただくための事項
注意喚起情報	ご加入に際して保険加入者にとって不利益となる事項等、特にご注意ください事項
<p>ご契約の内容は普通傷害保険・家族傷害保険の「普通保険約款」・「特約」によって定まります。この書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご加入のしおり・保険約款」でご確認いただくか、アメリカン・エクスプレス・インターナショナル, Inc.またはChubb 損害保険株式会社にお問い合わせください。</p>	
<p>▶ 保険加入者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載された事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。</p>	

ご契約の内容は普通傷害保険・家族傷害保険の「普通保険約款」・「特約」によって定まります。この書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご加入のしおり・保険約款」でご確認いただくか、アメリカン・エクスプレス・インターナショナル, Inc.またはChubb 損害保険株式会社にお問い合わせください。

保険用語のご説明	「ご加入のしおり・保険約款」にも「主な用語の定義」が記載されておりますので、ご確認ください。	
約款	普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
	特約	普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する補償内容等の事項を定めたものです。
補償の対象（者）等	保険加入者（お申込人）	保険契約のお申し込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
	被保険者	保険契約で補償を受けられる方をいいます。
	記名被保険者	加入証明書記載の被保険者をいいます。
保険金	保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償されるケガまたは損害が生じた場合に保険会社がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	保険金額	保険契約により保険金をお支払いする事由が生じた場合に保険会社が支払うべき保険金の限度額をいいます。
保険料	保険料	保険加入者が保険契約に基づいて払い込むべき金銭をいいます。
その他	危険	ケガまたは損害の発生の可能性をいいます。
	他の保険契約等	この保険契約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

1 契約締結前におけるご確認事項

1. 保険商品の仕組み **契約概要**

〈天災ダブル・ガード〉は、アメリカン・エクスプレス・インターナショナル, Inc.（以下アメリカン・エクスプレス）が団体契約者としてChubb 損害保険株式会社（以下チャブ保険）が引受ける、ケガにより入院・手術・通院をされた場合等に補償する普通傷害保険・家族傷害保険です。

2. 補償内容 **契約概要** **注意喚起情報**

お支払いする主な保険金は以下のとおりです。詳細は「ご加入のしおり・保険約款」でご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
死亡保険金	被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、保険金額の全額を死亡保険金受取人にお支払いします。 ●すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。
後遺障害保険金	急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で事故発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度（第1級～第14級）に応じて、保険金額を限度に次のとおり保険金をお支払いします。 保険金額 × 100%～4% ●後遺障害とは、治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が、将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
入院保険金	被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で治療のために入院された場合、次のとおり保険金をお支払いします。 入院保険金日額 × 入院日数 ●事故発生の日からその日を含めて180日までをお支払いの限度とします。 ●本保険金が支払われる期間中、別の事故で新たなケガをされても重複してお支払いはできません。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
手術保険金	被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガの治療のために事故発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合、次のとおり保険金をお支払いします。 ①入院中に手術を受けた場合：入院保険金日額の10倍 ②上記以外で手術を受けた場合：入院保険金日額の5倍 ●1事故によるケガについて、1回の手術を限度とします。(①および②の手術を受けた場合は①を適用) ●手術とは公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為をいいます。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術、抜歯手術はお支払い対象となりません。
通院保険金	被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で通院された場合（往診日を含めることがあります）、次のとおり保険金をお支払いします。 通院保険金日額 × 通院日数 ●長管骨、脊柱、上下肢の骨折、脱臼、靱帯損傷等により3大関節にギプス等（胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター等は含みません。）を常時装着した時は通院日に含めることがあります。 ●事故発生の日からその日を含めて180日までの期間中でかつ最高90日分をお支払い限度とします。 ●入院保険金が支払われる期間中に重複してお支払いはできません。 ●本保険金が支払われる期間中、別の事故で新たなケガをされても重複してお支払いはできません。 ●治療を伴わない、薬剤・診断書・医療器具等の受領等のためのものは通院日に含まれません。

天災保険金追加支払について
被保険者が天災（地震、噴火、これらによる津波）によってケガを被った場合で、死亡・後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金が支払われる場合、その支払われる保険金と同額を追加保険金としてお支払いします。（パンフレット等の「天災による事故」の保険金額は追加保険金を含めた額を記載しています。）

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

≪死亡保険金・後遺障害保険金・入院保険金・手術保険金・通院保険金≫

下記が原因であるケガや下記の症状の場合にはお支払いできません。
①保険加入者（普通傷害保険の場合のみ）、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
②自殺行為、犯罪行為または闘争行為
③無資格運転中、酒気帯び運転中（酒酔い運転を含みます）、麻薬等服用時の運転中に生じた事故
④脳疾患、疾病または心神喪失
⑤妊娠、出産、早産または流産
⑥外科的手術やその他の医療処置。ただし、保険会社が保険金を支払うべきケガを治療する場合はお支払いします。
⑦戦争、外国の武力行使、暴動等
⑧核燃料物質等の有害な特性またはその特性による事故
⑨山岳登山（ピッケル等の登山用具を使用するものをいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。）、スカイダイビング、ハンググライダー等の危険度の高いスポーツをしている間の事故
⑩自動車等の乗用具による競技、競争、興行（練習を含みます）または試運転している間、もしくは競技場でのフリー走行等を行っている間の事故
⑪頸（けい）部症候群（むちうち症）、腰痛その他の自覚症状があっても、それを裏付ける医学的他覚所見のない症状
⑫細菌性食中毒およびウイルス性食中毒による中毒症状

●酒気帯び運転とは、道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転していることをいいます。

3. 引受条件（加入資格・加入年齢・保険金額・保険料等） **契約概要**

- 加入資格**
アメリカン・エクスプレスのカード会員の方にご加入いただけます。
※加入依頼時のご申告内容によりましては、保険会社がお引受けをお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
被保険者にご指定いただける方
【ご本人プラン（普通傷害保険）】①アメリカン・エクスプレスのカード会員ご本人 ②本人の配偶者 ③本人の親族
【ご夫婦プラン（家族傷害保険）】①アメリカン・エクスプレスのカード会員ご本人 ②本人の配偶者
※親族とは、カード会員ご本人の6親等以内の血族または3親等以内の姻族をさします。
- 加入年齢**
保険始期日時点の年齢が満20歳から満70歳の方までご加入いただけます。満71歳以上の方の新規のご加入はできません。
- 保険金額と保険料**
保険料は、保険金額、保険期間等によって決定されます。各プランにおける保険金額と保険料については、パンフレット等をご参照ください。また、ご加入プランをお選びいただく際には、必要な補償額に見合ったプランをお選びください。
- ご加入いただけないご職業**
下記のご職業の場合は、申込時または申込後を問わず、ご加入いただけませんことをあらかじめご了承ください。

テストライダー（四輪・二輪）、オートバイ・自動車等のレーサー、自転車・モーターボート競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます）、プロボクサー・プロレスラー・ローラーゲーム選手（レフリーを含みます）・力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業の方。サービス職業従事者（バーテンダー、ホステス等）等の保険会社引受範囲外の職業の方。

▶他の保険契約等がある場合

すでにこの保険と同種の保険金支払を受けられる他の保険契約等にもご加入の方は、すべての保険金額（補償額）を合計してご勘案ください。チャブ保険と他社等の保険金額（補償額）の合計額によっては、ご契約をお引受けできない場合があります。

●「死亡・後遺障害保険金」について、以下に該当する場合、他にご契約いただいている同種の保険契約等（裏面「2.契約締結時におけるご注意事項」を参照）と合計して1,000万円が限度となりますのでご注意ください。
・保険加入者と被保険者が異なる契約において、契約締結に関する被保険者の同意がない場合

なお「ご夫婦プラン」の場合、配偶者にご加入いただける死亡・後遺障害保険金額は、上記にかかわらず他にご契約いただいている同種の保険契約等と合計して1,000万円が限度となりますので、すでに死亡・後遺障害保険金のついている保険契約が他にある場合は、本プランにはご加入いただけません。

4. 保険期間（保険のご契約期間）・保険の継続 **契約概要** **注意喚起情報**

- 保険期間**
アメリカン・エクスプレスまたはチャブ保険が毎月1日までに受付けた加入依頼について、翌月1日午前0時に始まり、団体契約満期日の午後4時までの最長1年間となります。以降、保険加入者（カード会員ご本人）からアメリカン・エクスプレスまたはチャブ

